

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 20 日)
(第 31 号)

第
31
号

12
月
20
日

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

第 31 号

○令和 4 年 12 月 20 日（火曜日）

議事日程（第 31 号）

令和 4 年 12 月 20 日（火）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 116 号から議案第 164 号まで並びに議提議案第 5 号及び議提議案第 6 号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 12 号から意見書案第 15 号まで
〔採決〕
- 第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 5 議案第 165 号
〔提案説明、採決〕
- 第 6 閉会中の継続調査の件

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 116 号から議案第 164 号まで並びに議提議案第 5 号及び議提議案第 6 号
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 意見書案第 12 号から意見書案第 15 号まで
- 日程第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第 5 議案第 165 号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健 児
3	番	中	瀬	信 之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智 矢
7	番	山	崎	博
8	番	中	瀬古	初 美
9	番	廣		耕太郎
10	番	下	野	幸 助
11	番	田	中	智 也
12	番	藤	根	正 典
13	番	小	島	智 子
14	番	野	村	保 夫
15	番	木	津	直 樹
16	番	田	中	祐 治
18	番	倉	本	崇 弘
19	番	山	内	道 明
20	番	山	本	里 香
21	番	稲	森	稔 尚
22	番	濱	井	初 男
23	番	森	野	真 治
24	番	津	村	衛
25	番	杉	本	熊 野
27	番	稲	垣	昭 義

28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸
39	番	三	谷	哲	央
40	番	中	村	進	一
41	番	津	田	健	児
42	番	中	嶋	年	規
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美
49	番	館		直	人
欠席議員	3名				
6	番	小	林	貴	虎
17	番	野	口		正
26	番	藤	田	宜	三

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	林 良 充
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	若 尾 将 徳
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘

地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美
人事委員会委員	中 村 佳 子
人事委員会事務局長	天 野 圭 子
選挙管理委員会委員	富 永 健
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長及び議会運営委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第12号から意見書案第15号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第165号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 3 4	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
1 3 6	三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案
1 3 7	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案
1 4 2	工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案後期対策工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年12月12日

三重県議会議長 前野 和美 様

環境生活農林水産常任委員長 中瀬 信之

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
144	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年12月12日

三重県議会議長 前野 和美 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 倉本 崇弘

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
140	工事請負契約について（主要地方道桑名大安線（桑部橋）道路改良（橋梁上部工）工事）
143	工事請負契約の変更について（一般国道167号（磯部BP）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事）
145	一級河川の指定の変更に対する意見について
146	損害賠償の額の決定及び和解について
147	北勢中央公園の指定管理者の指定について
148	亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について
149	大仏山公園の指定管理者の指定について
150	熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年12月13日

三重県議会議長 前野 和美 様

防災県土整備企業常任委員長 下野 幸助

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
141	工事請負契約について（特別支援学校統合寄宿舎建築工事）
151	三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年12月9日

三重県議会議長 前野 和美 様

教育警察常任委員長 平畑 武

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
152	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年12月13日

三重県議会議長 前野 和美 様

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長 石垣 智矢

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 1 6	令和4年度三重県一般会計補正予算（第5号）
1 1 7	令和4年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
1 1 8	令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
1 1 9	令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
1 2 0	令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
1 2 1	令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
1 2 2	令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
1 2 3	令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
1 2 4	令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
1 2 5	令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
1 2 6	令和4年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
1 2 7	令和4年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
1 2 8	令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
1 2 9	令和4年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
1 3 0	令和4年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
1 3 1	令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

132	三重県個人情報の保護に関する法律施行条例案
133	三重県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案
135	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
138	当せん金付証券の発売について
139	土木関係建設事業に対する市町の負担について
153	令和4年度三重県一般会計補正予算（第6号）
154	令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
155	令和4年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
156	令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
157	令和4年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
158	令和4年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
159	令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
160	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
161	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
162	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
163	令和4年度三重県一般会計補正予算（第7号）
164	令和4年度三重県一般会計補正予算（第8号）
議提6	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年12月16日

三重県議会議長 前野 和美 様

予算決算常任委員長 森野 真治

議会運営委員会審査報告書

議案番号	件 名
議提5	三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年11月29日

三重県議会議長 前野 和美 様

議会運営委員長 村林 聡

請願審査結果報告書

(新 規 分)

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請51	国に対し、消費税率5%への引き下げを求めることについて	津市中河原2055 三重県商工団体連合会 代表者 山口 謙治	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	不採択
請52	国に対し、インボイス制度(適格請求書保存方式)の中止・延期を求めることについて	津市中河原2055 三重県商工団体連合会 代表者 山口 謙治	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	不採択

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請53	旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求める意見書を求めることについて	津市寿町7-50 平和・民主・革新の日本をめざす三重の会 (略称・三重県革新懇) 代表世話人 大野 章	山本里香 稲森稔尚	継続審査
請54	私学助成について	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 高瀬 一英 ほか20名	川口 円 石垣 智矢 中瀬古 初美 小島 智子 野村 保夫 野口 正弘 倉本 崇道 山内 明香 山本 里香 稲森 稔尚	採択

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請55	介護保険制度の改善を求めることについて	津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	山本里香 稲森稔尚	不採択
請56	知的障害者福祉法の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に向けた必要な支援に係る意見書の提出を求めることについて	津市阿漕町津興205-2 一般財団法人三重県知的障害者育成会 理事長 高鶴 かほる	川口 円 小島 智子 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚	採択

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請57	教育機会確保法に基づいた不登校支援施策の充実を求めることについて	津市広明町328番地 ビル1階 認定特定非営利活動法人フリースクール三重 シユーレ 理事長 石山 佳秀	川口 円 石垣 智 山崎 博 中瀬古 初美子 小島 智夫 野村 保正 倉口 崇弘 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚	採択

意見書案第12号

私学助成の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和4年12月8日

提出者

環境生活農林水産常任委員長

中瀬 信之

私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が継続する中、私立学校に修学する生徒等の保護者は大きな経済的負担を強いられている。

また、近年の少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境も厳しい状況にある。

よって、本県議会は、国において、私立学校に修学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校における経営の健全性向上を図るため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、就学支援金制度の拡充強化を図るよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第13号

知的障害者福祉法の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用
に向けた必要な支援を求める意見書案

上記提出する。

令和4年12月12日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長
倉本崇弘

知的障害者福祉法の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用
に向けた必要な支援を求める意見書案

身体障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律には、それぞれ障害者の定義並びに障害者手帳の名称及び交付等に関する規定が定められているが、知的障害者福祉法には、知的障害者の定義並びに療育手帳の名称及び交付等に関する規定が定められていない。さらに、療育手帳の交付は都道府

県知事、指定都市市長及び児童相談所を設置する中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が自治事務として実施しており、都道府県知事等で手帳の名称及び交付基準等にはばらつきが生じている。このことは、療育手帳の交付を受けた者が他の都道府県等に転居した際に障害の認定が変更されるおそれ等につながり、当該者の不利益となることも懸念される。

また、近年、障害者福祉施設では人手不足が慢性化しており、最低賃金の引上げをはじめとした賃金水準の上昇により、常勤職員として雇用していく上で十分な給与その他の労働条件を設定することが難しい。その結果、障害福祉に関し専門的知識を有する職員を安定的に雇用することが困難となり、経験の浅い職員が障害の程度の重い者を介護することにつながり得ることから、本来その者に求められる必要最低限の介護又は支援すらできなくなることが懸念される。小規模な障害者福祉施設においては、職員へのこれ以上の賃金の引上げその他の待遇改善を行うことは困難である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項の実現を強く求める。

- 1 知的障害者福祉法において、知的障害者の定義並びに療育手帳の名称及び交付等に関する規定を定める法改正を行うこと。

なお、法改正に当たっては、現に療育手帳の交付を受けている者に不利益が生じないよう十分に留意すること。

- 2 障害者福祉施設が安定的に職員を雇用できるよう、地方の負担を増やすことなく、更なる処遇改善を図るための必要な支援を行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第14号

杉田水脈総務大臣政務官の罷免を求める意見書案
上記提出する。

令和4年12月13日

提出者

川口 円
中瀬古 初美
小島 智子
山本 里香
稲森 稔尚
稲垣 昭義

杉田水脈総務大臣政務官の罷免を求める意見書案

杉田水脈総務大臣政務官においては、平成30年7月に月刊誌に性的少数者を指して「子どもをつくらない、つまり生産性がない」などとする文章を寄稿したことをはじめ、性的少数者、特定の民族、性暴力被害者等に対する差別的言動を繰り返してきた。平成30年6月及び7月には、性暴力被害を公表したジャーナリストの女性を誹謗中傷する第三者のSNSへの投稿25件に対して賛同表現である「いいね」をしたことについて、令和4年10月、東京高等裁判所は、「社会通念上、許される限度を超える侮辱行為」と認め、杉田氏に55万円の損害賠償を命じている。

本県議会は、不当な差別の解消を推進し、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいるところであり、杉田氏の数多くの差別的言動を到底容認することはできない。また、総務省は、地方公共団体と共にSNSにおける誹謗

中傷対策を推進していることから、差別的言動を繰り返してきた杉田氏が政府の一員としてその職責を担うことは、適性を欠くと言わざるを得ず、内閣総理大臣においては、その任命責任を厳しく問わなければならない。

よって、本県議会は、杉田水脈総務大臣政務官の罷免を強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

意見書案第15号

「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた取組の強化を求める意

見書案

上記提出する。

令和4年12月13日

提出者

川口 円
石垣 智 矢
山崎 博
中瀬古 初 美
小島 智 子
野村 保 夫
野口 正
倉本 崇 弘
山内 道 明
山本 里 香

稲 森 稔 尚
稲 垣 昭 義

「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた取組の強化を求める意見書案

水産業を取り巻く環境は、漁業従事者の減少及び高齢化に加え、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少等もあり、年々厳しさが増している。

伊勢湾では、水質の改善が進むことで、黒ノリの生育に必要な窒素、リン等の栄養塩類濃度の低下による色落ち被害及びアサリ等の水産資源の減少が深刻化しており、一部の漁業従事者は廃業を検討せざるを得ない状況となっている。

このため、本県では、「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けて、色落ちしにくい黒ノリ品種の開発、干潟・浅場の造成等に取り組んでいる。

また、従来の「規制」から総合的な「水環境管理」への方向性の転換の下、流域下水処理場の栄養塩類管理運転の効果検証、生物生産に適した栄養塩類管理のための研究等の様々な行政施策を展開しているところである。

このような中、令和7年度には「第44回全国豊かな海づくり大会」が本県で開催されることが決定した。

本大会の開催を通じ、豊かな海の再生に向けた取組及び次世代に継承できる持続可能な水産業を確立し、本県の水産業の一層の発展につなげていくことを目指しているところであるが、そのためには、国においても水産業の持続的な発展に必要となる「豊かな海」の再生に向けた対策を講じることが求められる。

よって、本県議会は、国において、的確な栄養塩類管理のために関係省庁が連携して、「きれいさ」と「豊かさ」が調和した伊勢湾の実現に向けた更なる調査・研究を推進することを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣

提出議案件名

議案第165号 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて

委員長報告

○議長（前野和美） 日程第1、議案第116号から議案第164号まで並びに議提議案第5号及び議提議案第6号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長及び議会運営委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。中瀬信之環境生活農林水産常任委員長。

〔中瀬信之環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（中瀬信之） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第134号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案ほか3件につきましては、去る12月8日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 倉本崇弘医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔倉本崇弘医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（倉本崇弘） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第144号財産の取得についてにつきましては、去る12月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を

可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築・保守業務委託についてであります。

総合評価一般競争入札の結果、1者のみの入札で、システム構築をした事業者が落札しています。

所属の審査会や全庁審査会などで厳格に入札仕様書等の検討を行い、競争性の確保に努めていることと推察いたしますが、この契約に限らず、全庁的に情報システムの再構築の契約に関しては、システムを構築した事業者の1者のみの入札になる案件が一定数見られます。1者のみの入札自体が問題であるとは限りませんが、改めて総合評価一般競争入札の競争性、公平性、公正性、品質の確保に鑑み、入札手続のさらなる改善を図るよう、全庁的に検討していただくよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 下野幸助防災県土整備企業常任委員長。

〔下野幸助防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（下野幸助） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第140号工事請負契約について（主要地方道桑名大安線（桑部橋）道路改良（橋梁上部工）工事）ほか7件につきましては、去る12月13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

去る10月19日の本会議において要望しました消防団員の確保についてであります。

消防団は、非常時に消防力を補完する重要な役割を担いますが、消防団員

は全国的に減少傾向が続いており、本県においても団員数の確保が喫緊の課題となっています。

そのような中、当局は、令和4年10月に実施した防災に関する県民意識調査において、消防団員に参加したきっかけや消防団に参加しない理由等、消防団に関する回答項目を新たに設けていますが、この調査結果について早急に分析を行うとともに、市町へも直接出向き、より詳細な実態の把握に努めるよう要望します。

その上で、消防団員の確保に向け、前回要望しました法人事業税の減税等も含め、県全体で対策に取り組むよう要望します。

また、三重県の防災・減災対策を着実に進めていくための行動計画である三重県防災・減災アクションプラン（仮称）最終案の報告と併せて、消防団員確保のための具体的な対策等を2月定例会議中に開催される本委員会において報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 平畑 武教育警察常任委員長。

〔平畑 武教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（平畑 武） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第141号工事請負契約について（特別支援学校統合寄宿舎建築工事）ほか1件につきましては、去る12月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 石垣智矢総務地域連携デジタル社会推進常任委員長。

〔石垣智矢総務地域連携デジタル社会推進常任委員長登壇〕

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員長（石垣智矢） 御報告申し上げます。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に審査を付託されました議案第

152号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議についてにつきましては、去る12月13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 森野真治予算決算常任委員長。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第116号令和4年度三重県一般会計補正予算（第5号）ほか32件並びに議提議案第6号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る12月8日から13日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、12月16日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第117号から議案第131号まで、議案第135号、議案第138号、議案第139号、議案第154号から議案第159号まで、議案第161号、議案第162号及び議案第164号の27件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第116号、議案第132号、議案第133号、議案第153号、議案第160号及び議案第163号並びに議提議案第6号の7件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 村林 聡議会運営委員長。

〔村林 聡議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（村林 聡） 御報告申し上げます。

議会運営委員会に審査を付託されました議提議案第5号三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る11月29日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。
委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。
討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

議案第116号、第132号、第133号、第136号、第153号、第160号、第163号、議提議案第6号の8議案について反対の討論をいたします。

議案第116号の一般会計補正予算は、主に年度内の執行見込みを踏まえた調整で、総じては減額になっています。ですが、その中の航空ネットワーク形成事業費、航空関係費としての1300万円の増額については問題とします。

中部国際空港の現空港島内の誘導路を転用し、第二滑走路として整備するための調査費2億円のうち、愛知、岐阜、三重の3県と名古屋市1市が中部国際空港株式会社へ無利子貸付けを行う三重県分です。

中部国際空港将来構想推進調整会議は、過密化しているとして、第1段階、現在の誘導路を2027年度までに第二滑走路として整備、第2段階として、空港西側沖の埋立て完了後に新たに滑走路を整備するという将来構想を発表しています。

この2段階整備が構想されたのは、空港沖の埋立て完了を待っていたら15年先となり遅過ぎるというものです。今回の調査費用は、第1段階のもの調査費用分です。

現在の滑走路の発着可能回数は13万回と言われていますが、2020年度の実績は4万1000回余り、2021年度実績は5万1000回余り、少し回復し、2022年度上半期は3万3000回余り。コロナ禍の課題もあります。新型コロナ前の2018年度で10万3000回余り。急ぐ必要はありません。2027年度までに2本目滑走路が必要という根拠のある需要予測は示されていません。

大規模改修のためという理由が前面に持ち出されてもいますが、2本目を整備するかどうかの判断基準はあくまでも需要です。需要がないのに造ろうとするから別の理由を持ち出さなければならなくなっています。

滑走路のメンテナンスや大規模改修も迫っていると言いますが、県営名古屋空港を積極利用したり、関西国際空港や福岡空港では夜間などの運用時間外に行くことでしています。着陸回数増対応も、メンテナンス対応も十分に行けるとする研究者の発表もあります。十分な研究が必要です。

さらに2段階目として、中部国際空港沖埋立てによる2本目滑走路へ進むとなれば、事業費は3000億円もの巨大大事業とされています。建設時に三重県が無利子貸付けをしていた分もまだ返還途中です。膨大な予算を使って2本目滑走路を造る計画は、必要性も採算性もない過大な大型開発事業と断じます。

次に、第132号と第133号については、これまで積み上げてきた三重県の個人情報保護条例を廃止し、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって抜本改正された、問題のある個人情報保護法が直接県に適用されるということになり、自治体の条例制定権に対し、国が口を挟んで従わせるという地方自治の侵害そのものです。

これまで県の条例が規定してきた、個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限、目的外利用・外部利用の制限、オンラインによる統合・結合による提供の制限の原則や、例外とする事例は審議会の意見を聴くなど、個人情報保護のために発展させてきた内容が大幅に後退することになります。

現行の個人情報保護条例が定めている個人情報保護の原則がなくなるけれども、今後は法律の網がかかっているという説明がありました。しかし、改正後の個人情報保護法第69条第2項は、個人情報の目的外利用と外部提供ができることを定めています。さらに、オンライン結合制限の規定を設けることを禁止しているのです。

法律によって県民の個人情報について目的外利用と外部提供が容認されて

おり、これでは県民の個人情報の漏えいが懸念され、個人のプライバシーの侵害、ひいては県民の生活に大きな影響を及ぼすことは必至です。

また、審査会の権限はこれまでと全く違って小さく、対して大きな権限を持つ国の個人情報保護委員会が一元的に解釈の判断をして、全国の自治体がこれに従えというものです。

個人の尊厳の確保のために個人情報を保護するというこれまでの制度から、国や自治体が保有する膨大な個人情報について、データ利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業に対してもうけの種にさせることを最大の目的としています。本案の名称が、国から指示され命じられたとおり、法律施行条例となっていることから推して知るべしです。

第136号は、三重県立自然公園条例の改正案です。

このことの先行事例として、国立公園満喫プロジェクトが展開されてきました。自然公園の豊かな自然を観光資源として、富裕層や外国人旅行者を対象に施設やサービスの上質化で公園利用者を増やすことを目的としています。環境の保護よりも利用の促進に偏っており、問題が起きています。それを全国の県立自然公園に展開しようというのです。公益性、公平性に問題のある分譲型ホテルが全国の国立公園に広がってきました。事業者と県とで組織された協議会が公園計画の変更を提案できるとしています。

改正の目的に、これまで時間がかかっていた様々な手続を簡素化する狙いに言及しており、短時間で結論を求められることになりかねません。調査検討が不十分であれば、事業実施を伴う生態系に与える影響を見過ごすことになり、取り返しのつかない生態系の破壊を招くことになります。

最後に、第160号による知事及び副知事の給与に関する一部改正と、第153号はその関連補正予算、議提議案第6号における三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正と、第163号はその関連補正予算について述べます。

この議案は、人事委員会勧告に基づき、それぞれ知事及び副知事、議員の期末・勤勉手当を年間0.05月分引き上げようとするものです。知事、副知事

分で3名、24万8000円、議員分で296万8000円を財政調整基金から補う増額です。

第153号については、職員の値上げ分も含まれておりますが、職員分については大いに賛成するものです。県職員のモチベーションも引き上げ、優秀な人材を確保するためにも早期の給与抑制措置の改善を求めてきましたが、一層の給与改善が求められることもここで述べておきます。

人事院勧告とは、公務員に対する代償措置で、民間企業従業員の給与水準との均衡を目的に国家公務員について勧告を出しているものです。これは、一般職の公務員に対する措置で、特別職の知事や議員に民間給与格差が適用されるものではありません。

また、3年にわたる新型コロナ禍で傷ついた営業と暮らしに円安、物価高騰が襲いかかっている下で、特別職や議員の期末・勤勉手当の引上げは県民の理解は得られません。

知事や議員は施策を提案して決定する立場で、おのずと職員とは違いがあります。期末・勤勉手当も含め、議員の報酬が高いというのが県民の率直な声です。地域の特性や地元企業の状況も踏まえ、何より県民生活に寄り添うための政治でなければならぬことを踏まえれば、人事院勧告に従う必要はありません。

以上、51議案中8議案に反対の討論といたします。

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第117号から議案第131号まで、議案第134号、議案第135号、議案第137号から議案第152号まで、議案第154号から議案第159号まで、議案第161号、議案第162号及び議案第164号並びに議提議案第5号の43件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第116号、議案第132号、議案第133号、議案第136号、議案第153号、議案第160号及び議案第163号並びに議提議案第6号の8件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（前野和美） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択3件、不採択3件、継続審査1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

請願第51号国に対し、消費税率5%への引き下げを求めることについて、請願第52号国に対し、インボイス制度（適格請求書保存方式）の中止・延期を求めることについて、請願第55号介護保険制度の改善を求めることについての3請願について、委員会審査で不採択となったことについて、採択すべしと反対します。

また、請願第53号旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求める意見書を求めることについてが委員会審査で継続審査となったことに対して、採択すべきと反対討論をいたします。

長引く新型コロナウイルス感染症に加えて、物価高騰はとどまるどころを知らず、異常円安への手だても打たれておりません。岸田文雄首相は10月28日に総合経済対策を発表し、構造的賃上げを挙げましたが、肝腎の具体策はまだ見えません。岸田政権の総合経済対策は、電気・ガス料金の値上げ対策など、一時的、部分的な物価対策にとどまっています。全ての物価を引き下げる消費税の減税こそ最も効果的な対策だと思います。すぐにでもできることと、委託したりと手間がないこと、これしかありません。

2022年度の家計負担が年間8万円以上増えるとの試算も民間シンクタンクから出されています。しかも、物価高騰の最中、賃金も年金も減らされ、その上、10月から75歳以上の医療費窓口負担の2倍化が強行され、生活苦に拍車をかける事態が今進んでいます。

こうした下で、消費税率5%への減税こそ暮らしを守る最も効果的な対策です。何より消費税の減税は、全ての物の値段を一気に引き下げます。逆進性のある消費税の引下げは、所得の低い人ほど減税の効果が広がります。

自民党や政権は、消費税減税を求める国民多数の声に対し、消費税は社会保障財源になっているなどと言って拒否しています。自民党では、消費税の使途というのは、年金、医療、介護、子育て、こういった社会保障に限定されている、法人税の引下げに流用されているかのようなでたらめを言うのはやめていただきたいなどと高市早苗政調会長も発言しています。

けれど、1989年の消費税創設以来の34年間で、国と地方を合わせた消費税総額は476兆円に上りますが、国と地方を合わせた法人税は324兆円、所得税、住民税も289兆円の税収が減っています。数字は如実に語っています。消費税収が法人税や所得税、住民税の穴埋めに使われたのは明白です。

確かに消費税法第1条には、消費税収について、「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる」とあります。しかし、この規定は、消費税が導入されたときにはありませんでした。消費税導入から20年以上たった2012年、消費税率を5%から10%に段階的に引き上げる法律を決めたときに増税の言い訳として持ち込まれたものです。

消費税導入から年月がたち、社会保障は切下げに次ぐ切下げでした。消費税の税収は、大企業と富裕層の減税の穴埋めに消えてしまったのです。

消費税減税は、システム変更が大変だなどと言いますが、3回も税率を引き上げたのですから、今さら下げることができないという理由はありません。

現場が大変だということも言われます。政府が来年10月から導入するインボイス制度こそ、消費者や事業者混乱を招いています。これが現状です、現実です。年収1000万円以下のフリーランスや小規模事業者にとって本当に死活問題となっています。アニメ、漫画、演劇、声優、俳優の4団体のアンケートでは、導入されれば廃業を検討すると答えた方が2割にも上ります。サブカルチャーとして定着してきたこの業界に大打撃です。また、小規模農家、酪農家、塾講師や職人など、大変多くの方々に様々な分野で困惑が広がっています。3月までに手続しなければならない、こういう状況の中にあります。延長はされています。

インボイス制度の問題点は、これまでの免税事業者に事実上の増税となる課税事業者になることを迫ることです。取引を停止される可能性の高まる免税事業者のままにいるということとの二者択一を迫ることになっています。これまでは免除されていたのだから、これからは当たり前前に納めてくださいというわけですが、これまで免除になっていたのはそれなりの理由があった

わけです。

みなし仕入率とか経過措置などが取られるということですが、やはりそうしなければならぬ実態があるわけで、分かっているわけです。支援策はありますと言うけれども、増税と取引停止の可能性という二つを避ける支援策はいまだありません。消費税分を納めていなかったのではなく、実態は、消費税を価格に転嫁できなかった、もともと預かっていかなかったということが現状でした。

消費税5%への減税、インボイス中止あるいは延期の請願を採択し、国民の購買力を高め、最も効果的な景気対策、消費税の減税を国に求めていくことが必要です。

介護保険制度の改善を求める請願について、委員会では、その趣旨はよく分かるが、との前置きがつきながら不採択とされてしまいました。改悪を求めるのではなく改善を求めるのですから、よくなることになぜ不採択がつくのか。国の制度ですから、国に県民の声を届けることを審査するのですから、ちまたの声はこうですよと議会が窓口になって届けることが当たり前ではないでしょうか。

介護保険の見直しの時期に当たって、保険料の値上げやサービス使用料の値上げ、ケアマネジメントの有料化は切実な問題ではないのでしょうか。私には、地域で高齢者の方や御家族の方、また、サービス事業者の方から、これは大変だ、介護事業者の処遇改善も含めて本当に要望が多く寄せられているのが実態です。介護離職をなくそうという取組があったと思うのですが、この頃あまり聞かれなくなったと思っています。

税や保険料の集め方と使い方が今問われています。産んでよし、働いてよし、老いてよしの三重県へ、県民の声を我々が議会へ吸い取り、国の制度への意見は国へ届けていくのが仕事です。国の制度への意見を県の行政担当が答えて難しいからといって意見が上がっていかない。間違ったことでなければ意見として上げていくこと、それをするのが私たちの役目だと、採択すべきと反対いたします。

最後に、旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求めることを衆参議院へ提出することを求める請願について述べます。

反社会的・カルト的集団である旧統一教会やその関連団体との癒着の実態が日々明らかにされています。旧統一教会の重大な問題点は、自らの正体を隠して接近し、信者の取り込みをし、霊感商法や高額献金、集団結婚などを強いてきたことです。宗教2世の方の話を書くたびに本当に心が痛くなります。

そうした反社会的行動を覆い隠すために、政治家に取り入り、政治家の側は選挙で手足に使うといったこともあったのだと、抜き差しならない癒着がつくられてきました。集会やイベントで政治家が挨拶し、あるいはメッセージを送るなどし、広告塔の役割を果たし、多くの被害者を生み出す結果となってきました。

ここへ来て、旧統一教会や関連団体と政治家との関係は地方議会にも浸透してきているとの報道がされています。私どもでは、三重県議会における実態を政務活動費収支報告書やSNS発信などで確認し、第1次調査報告として各派にお届けもしています。議会内で調査しているところも出てきています。

直近の世論調査では、旧統一教会に対する自民党の調査についても、8割を超える方が十分ではないとしており、今、県民は議会の対応を注視しています。三重県議会でも、このことについて真摯に取り組み、説明責任を果たすとともに、大切なのは、国に解散命令、被害者救済、持続的な相談窓口の設置、被害に遭わない教育を求める本請願を継続審査でなく一刻も早く採択し、意見書を提出することが重要だと、そのことを求めます。

以上、3請願の委員会審査不採択及び1請願の継続審査に採択すべしとの反対の討論といたしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前野和美） 21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

請願第53号旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求める意見書を求めることについてに対し、継続審査とすることに反対し、採択すべきという立場から討論を行います。

本請願が求めているのは、旧統一教会と政治家との癒着を究明し、関係を断ち切ること、旧統一教会に対して解散命令を請求すること、被害者の実態把握及び被害者救済を早急に進めること、宗教2世や親族などの相談窓口を継続的に設置すること、学生などが経験・情報不足などによって反社会的な活動に取り込まれることがないように教育機関による周知啓発の実施を支援することなどの四つを国に求める意見書案を提出するということであります。

長年被害者の救済に取り組んでいる弁護士団体である全国霊感商法対策弁護士連絡会によりますと、霊感商法に関する相談が1987年から2021年までの35年間で3万4537件、被害総額が1237億円。しかも、これらは氷山の一角という認識が示されています。

旧統一教会がコンプライアンス宣言を行ったとされる2009年以降も、旧統一教会に関する被害額は2010年から2021年までの12年間で138億円に上るとされ、まさに宗教に名を借りた反社会的な行為が繰り返されたことが明らかになっています。

また、司法判断としても、2001年6月の札幌地裁判決では、宗教の勧誘方法に関して統一教会であることを意図的に否定する積極的な欺罔行為は、伝道の方法としては許容し難い不公正な方法と指摘。さらに、勧誘は財産の収奪と無償の労役提供という不当な目的で組織的、体系的に行われ、信仰の自由を侵害する違法な行為があったと認定しています。

2000年の東京地裁判決は、不安、恐怖心をあおるなど、自由な意思決定に制限を加えるような正常な判断が妨げられた勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違法と判断し、最高裁でも布教活動そのものに違法性が確定しているところです。

そのような明確な反社会的行為と深刻な被害実態があり、さきの国会で成立した被害者救済のための法整備も一定の前進とはいえ、マインドコント

ロールの影響など、その実効性を不安視する声が根強くあることも事実であり、しっかりとした被害者の救済に取り組むためには、長年の旧統一教会と政治とのしがらみを断ち切ること、税制上の優遇を含めた宗教法人としての解散請求を行うことは、先送りせず採択すべき内容であると考えます。

福岡県議会をはじめ、統一教会と議員との関係を調査する議会が存在する一方で、三重県議会は、統一教会と政治との関係を断ち切ることに極めて消極的です。

9月の本会議で私が指摘したように、前野和美三重県議会議長が政務活動費を使用して統一教会関連団体の行事に出席していた件については、議長という立場と統一教会に過度な信用を与えてしまったという社会的な影響を考慮して政務活動費を自発的に返還するなど、政治と反社会的組織は関わらないという姿勢を示す方法は幾らでもあります。

本請願を継続審査として放置することは、三重県議会が被害者救済よりも旧統一教会を擁護する姿勢を取るものと受け止められてしまいます。

したがって、請願第53号を継続審査とすることには反対し、採択することを強く求めて討論いたします。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、請願第54号私学助成について、請願第56号知的障害者福祉法の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に向けた必要な支援に係る意見書の提出を求めることについて及び請願第57号教育機会確保法に基づいた不登校支援施策の充実を求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第51号国に対し、消費税率5%への引き下げを求めることについて及び請願第55号介護保険制度の改善を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第52号国に対し、インボイス制度（適格請求書保存方式）の中止・延期を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第53号旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求める意見書を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり継続審査とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産常任委員会関係

請願第54号 私学助成について

教育警察常任委員会関係

請願第57号 教育機会確保法に基づいた不登校支援施策の充実を求めることについて

意見書案審議

○議長（前野和美） 日程第3、意見書案第12号私学助成の充実を求める意見書案、意見書案第13号知的障害者福祉法の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に向けた必要な支援を求める意見書案、意見書案第14号杉田水脈総務大臣政務官の罷免を求める意見書案及び意見書案第15号「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた取組の強化を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第14号及び意見書案第15号は委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第14号及び意見書案第15号は委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第12号、意見書案第13号及び意見書案第15号の3件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から調査の経過等について報告いただいた旨の申出がありますので、これを許します。森野真治予算決算常任委員長。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 予算決算常任委員会における令和5年度当初予算編成関係の調査の経過について御報告申し上げます。

本委員会では、令和5年度当初予算関係の調査として、7月の令和4年版県政レポートに係る調査に始まり、10月から11月にかけて決算審査を行いました。また、10月から当初予算編成に向けての基本的な考え方について調査を行い、今月には、本委員会及び各分科会において、各部局の当初予算要求状況について慎重に調査を行ったところであります。

本県の財政状況は、これまでの行財政改革取組により改善傾向にあるものの、今後も社会保障関係経費の増加などにより、厳しい財政運営の継続が見込まれます。

このような財政状況の中でも、持続可能な財政運営の確保に向けて、今後も県民の安全・安心の確保など喫緊の課題に的確に対応しつつ、経常的な支出の抑制と多様な財源の確保など、財政基盤強化の取組を着実に進めていく

必要があります。

令和5年度当初予算編成に当たっては、今後の県政運営の基本計画である強じんな美し国ビジョンみえ及びみえ元気プランの目指す姿を見据え、事業の効果や必要性などの観点から事業を精査し、県政の様々な課題や県民からのニーズに対して、効果的かつ的確に対応するものとなるよう要望します。

次に、当初予算要求状況に係る調査の過程において、本委員会にて特に議論のありました主な事項について御報告申し上げます。

12月7日の総括的質疑においては、子ども支援と教育の推進、南部地域の活性化、人口減少対策、観光の振興、農業の振興、水産業の振興などについて活発な議論がありました。

また、12月16日の本委員会において、各分科会委員長から、12月8日から13日に開催された各分科会で特に議論のあった事項について、次のとおり報告がありましたので申し述べます。

人口減少対策広域コーディネーター（仮称）についてであります。

人口減少が著しい南部地域において、地域の様々な主体と連携して定住促進や広域的な情報発信等に取り組む人口減少対策広域コーディネーター（仮称）を配置する案が示されました。県当局におかれては、配置の検討に当たり、人口減少対策広域コーディネーター（仮称）が効果的に機能するよう、県庁各部や地域機関が適切な役割分担を行うとともに、市町等とも十分に連携を取れるスキームを構築するよう要望します。

県当局におかれては、これらの議論についても十分に留意し、令和5年度当初予算に反映できるものは最大限反映していただきますよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 案 審 議

○議長（前野和美） 日程第5、議案第165号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第165号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、教育委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議案第165号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

閉 会 中 の 継 続 調 査

○議長（前野和美） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会ほか6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続調査申出事

件一覧表のとおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申出のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも申出のとおり認めることに決定いたしました。

常任委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 地域振興の推進について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について
- 1 デジタル社会の形成について

戦略企画雇用経済常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 国際交流及び観光の振興について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について

- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 医療及び介護行政の推進について
- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 病院事業の運営について

防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

○議長（前野和美） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長（前野和美） これをもって、令和4年三重県議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分閉会

□閉会に当たり、前野和美議長、一見勝之知事は、それぞれ次の挨拶を述べた。

○議長（前野和美） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る1月18日に開会いたしました令和4年定例会は、337日間の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。

議員の皆様には、この1年間、提出されました諸議案をはじめ、県政の諸課題について終始熱心に御審議を賜りますとともに、議事運営にも格別の御協力をいただきました。心より感謝を申し上げます。

今定例会における議案等の審議を振り返りますと、2月定例会では、一見知事が初めて編成され、過去最大の予算規模となる令和4年度当初予算を可決いたしました。また、強じんな美し国ビジョンみえ及びみえ元気プランの概要案が示され、全員協議会や各常任委員会で議論を重ね、3月には議会の要望について知事に申入れを行いました。

5月会議では、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会において41回に

わたり検討を重ねてきた、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例案が全会一致で可決成立いたしました。

6月定例会会議では、各常任委員会で強じんな美し国ビジョンみえ及びみえ元気プランの最終案について議論を行い、その結果をまとめ、7月に知事に対し議会からの要望を申し入れた後、9月定例会会議に提出されたビジョンとプランを可決し、約1年にわたった三重県の目指す姿の議論が形になりました。

11月定例会会議では、令和3年度の決算を認定するとともに、昨年6月から検討を進めてきた三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案を議員提出議案として、先ほど可決いたしました。

当局におかれましては、これらの審議や調査の過程において、議員各位から述べられました意見、要望等を十分尊重され、今後の県政運営に努められるようお願いいたします。

また、開かれた県議会を目指した取組として、2月と11月にはみえ現場d e県議会、8月にはみえ高校生県議会を開催しました。どちらも県民の皆さんの生の声をお聴かせいただくとともに、県議会を身近に感じていただける機会になったものではないかと考えております。大変有意義な取組となりました。

さて、本年5月の正副議長選挙において御推挙いただいてから、早いもので半年以上が経過いたしました。就任に当たり、コロナ禍の議会運営や今後の大規模災害等に備え、オンライン会議の試行や参加ができる環境整備の実現などを申し上げました。

スマート議会の在り方検討プロジェクト会議でオンライン委員会マニュアル(案)を取りまとめていただくとともに、常任委員会等でオンライン会議を試行しました。その結果、得られた意見等を反映し、マニュアルを完成させていくとともに、今後も議会のスマート化の取組を推進していきたいと考えております。

一方で、本県議会に対する県民の信頼を損ねる議員のSNS上での書き込

みがありました。議員の責務として、高い倫理的義務が課せられていることを議員一人ひとりが自覚し、県民の議会に対する信頼を揺るぎないものとするため、これからも不断の取組を行ってまいります。

本日、令和4年定例会が閉会となりますが、明年1月18日からの定例会においても、二元代表制の一翼を担う議会として、県民の負託に応えるべく議会機能の充実と強化に努め、引き続き住民本位の政策決定や監視、評価、政策立案等に一層取り組んでいく必要があると考えますので、皆様方の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位並びに執行部の皆様には、健康に十分御留意され、よい新年を迎えられますことをお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○知事（一見勝之） 閉会に当たりまして、私からも御挨拶申し上げます。

1月18日の開会以来、約1年にわたり、議員の皆様方には真摯に御審議いただき、提出の全議案を議了いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

先日示されました今年を表す漢字は、戦でありました。令和4年も新型コロナと戦い、ロシアによるウクライナ侵攻という戦が引き起こされた年でありました。さらには、ウクライナ侵攻による物価の高騰、また、先進他国の金利引上げに伴う円安の進行により、家計や企業でも支出の上昇との戦いを余儀なくされている年でもあります。

まず、新型コロナについて申し上げます。

議会でも複数回御質問いただきましたけれども、残念ながら令和4年も新型コロナに始まり新型コロナに終わる年となりました。今年1月には第6波が三重県にやってきました。7月には第7波が、10月には第8波がやってきて、今第8波の真っただ中でありました。新型コロナの猛威をこれほど実感させられた年はありません。

令和3年10月18日にみえコロナガードを策定いたしました。新型コロナとの戦い方、これによって今までの波を何とか乗り越えてきたと思っております。策定するときは非常に苦しい思いをしてつくりましたが、これは、今後

10年ごとにやってくると言われている新型コロナウイルスへの重要なツールになるのではないかと実感いたしました。

さらに、今年の8月にはB.A. 5対策強化宣言を発動いたしました。これは、三重県から提案し、政府で採用されたものでありまして、何とか経済を回しながら感染防止を図ることが可能になったと思っております。

全国的にコロナ禍による景気の悪化から離脱し始めるとも考えております。そういう意味では、復調の兆しが見え始めている年ではないかなと考えます。

ロシアのウクライナへの侵攻です。いち早く当県ではウクライナ難民の受け入れを表明し、実行いたしました。

また、支出の上昇についてですが、原油価格の高騰等に対して、国の経済対策と連動しまして、県民や事業者の負担軽減に資するように、資金繰りの支援や高騰する食材費や電気料金、燃油費、飼料購入費への支援、さらには、困窮家庭への支援などを行ってきたところでございます。

引き続き、県民の暮らしを守るため、議会の御理解をいただきながら、適時適切に様々な対応策を講じていきたいと考えております。

また、これは戦ったというわけではありませんが、10月には県議会でも御議論いただきまして、10年間の長期計画であります強じんな美し国ビジョンみえ、それから5年間の中期計画でありますみえ元気プランを策定いたしました。これらの計画に基づきまして、今後、観光振興や次世代を担う子どもへの支援を行っていきます。そして、人口減少問題と果敢に戦ってまいりたいと考えております。

さらに、戦いといえば、先月からつい先日までカタールでサッカーワールドカップが開催されました。日本代表として、当県出身者の浅野選手、町野選手が選ばれました。26人の中に入ることですから、これはすばらしいことだと思います。浅野選手はドイツ戦で2点目の得点を上げてくれました。また、クロアチア戦のPKでも得点を上げました。三重県の名前を上げてくれた彼らに勇気ももらいながら、当県もさらなる発展を期したいと考えているところであります。

その発展を予見させるものとして、二つだけ申し上げたいと思います。

一つは、今年の9月に、G7交通大臣会合が、来年6月、当県志摩市で開催することが決定いたしました。

二つ目はリニア中央新幹線であります。11月には、多くの県議会議員の皆様にも御出席いただいて、リニア中央新幹線の駅位置を絞り込みましてJR東海に提案いたしました。詳細はまた新年に申し上げますけど、こうした明るい話題もありまして、我が県の復調につなげていきたいと考えております。

今定例会を通じまして、議員の皆様方からいただきました貴重な御意見等につきましても、これを十分尊重させていただきながら、今後の県政の推進にさらなる努力をしてみたいと思いますので、格別の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

三重県に生まれ、三重県に学んだ私は、三重県庁の一員として県庁の仲間とともに、来年もふるさと三重のために、県民の笑顔のために戦ってまいります。

議員の皆様方におかれましても、三重県を愛する三重県人として、県民一人ひとりの幸せのため、引き続き御指導くださいますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。（拍手）

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 青 木 謙 順

副 議 長 稲 垣 昭 義

議 長 前 野 和 美

副 議 長 藤 田 宜 三

署名議員 喜 田 健 児

署名議員 山 本 佐知子

署名議員 長 田 隆 尚

署名議員 山 崎 博